

東京都公報

発行
東京都

目次

25

規則

- 東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則……………（主税局税制部税制課）…一
- 東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（生活文化スポーツ局都民安全推進部都民安全課）…四
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（環境局総務部総務課）…四
- 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例施行規則等の一部を改正する規則……………（福祉保健局総務部総務課）…五
- 東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局保健政策部保健政策課）…六
- 東京都が設立する地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局高齢社会対策部施設支援課）…七
- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局青少年社会対策部計画課）…八
- 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…八
- 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局青少年社会対策部保育支援課）…八
- 精神障害者社会適応訓練事業の実施に関する規則を廃止する規則……………（福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課）…九
- 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例…九

施行規則の一部を改正する規則……………

（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）…九

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………

（福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課）…一〇

○東京都健康安全センター関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則……………

（福祉保健局健康安全部健康安全課）…一〇

○東京都が設立する地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則の一部を改正する規則……………

（産業労働局商工部創業支援課）…一〇

規則

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四十七号

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都都税条例施行規則（昭和二十五年東京都規則第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「若しくは法附則第六十四条」を削る。

別記第五号様式（丁）その一（表備考3を次のように改める。

3 地方税法施行規則第24条の43第1項第2号に規定する方法により行う特定徴収金（同規則第24条の42第1項第1号に規定する特定徴収金をいう。）の納付に関する

記載を加えること。

別記第五号様式（丁）その一（表中「東京都公金収納取扱店」を「東京都公金収納取扱店」とし、

「東京都公金収納取扱店」を「東京都公金収納取扱店」とし、

「東京都公金収納取扱店」を「東京都公金収納取扱店」とし、

「東京都公金収納取扱店」を「東京都公金収納取扱店」とし、

をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する家屋及び構築物(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 旧規則第十六条の規定は、令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に令和三年改正法附則第一条第四号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第六十四条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際、旧規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四十八号

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則(平成十六年東京都規則第九十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「福祉保健局長」を「福祉局長」に改める。

第十一条第一項第四号中「福祉保健局少子社会対策部長」を「福祉局子供・子育て支援部長」に改める。

附 則

この規則は、令和五年七月一日から施行する。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四十九号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成十三年東京都規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四条の十三第一号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則」に改める。

第四条の十四第一項の表一の項ア中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「附則第十二条」を「附則第四条」に、「附則第十一条」を「附則第三条」に改める。

第四条の二十一の八第三項第二号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第二条第一項」を「第二条第四項」に改める。

第四条の二十四第三項第一号ウ中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第五十一条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

第十三条の六中「第百四十六条第一項」を「第百五十条第一項」に改める。

第十三条の七第二項中「第四百四十五条第一項」を「第四百四十九条第一項」に改める。
 第十六条の四中「第四百四十七条第一号」を「第五百五十一条第一号」に改める。
 別表第十東京都一種公害防止管理者の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「省エネ法」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五十号

東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

第一条 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例施行規則の一部改正

十年東京都規則第百二二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「福祉保健局障害者施策推進部」を「福祉局障害者施策推進部」に改める。

(東京都児童福祉施設条例施行規則の一部改正)

第二条 東京都児童福祉施設条例施行規則(平成十五年東京都規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「東京都福祉保健局長」を「東京都福祉局長」に改める。

別記第三号様式中「福祉保健局」を「福祉局」に改める。

第三条 東京都障害者支援施設等に関する条例施行規則の一部改正

第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第十二条中「東京都福祉保健局長」を「東京都福祉局長」に改める

る。

(東京都立療育センター条例施行規則の一部改正)

第四条 東京都立療育センター条例施行規則(平成四年東京都規則第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中「福祉保健局長」を「福祉局長」に改める。

(医療法施行細則の一部改正)

第五条 医療法施行細則(昭和三十年東京都規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の二第二項中「東京都福祉保健局内」を「東京都保健医療局内」に改める。

る。

第六条 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部改正

第九十四号)の一部を次のように改正する。

別記第二十二号様式(裏)及び第二十三号様式(裏)中「福祉保健局」を「福祉局」に改める。

第七条 東京都食品安全審議会規則の一部改正

第七條 東京都食品安全審議会規則(平成十六年東京都規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

第七條中「福祉保健局」を「保健医療局」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

(東京都食品安全情報評価委員会規則の一部改正)

第八条 東京都食品安全情報評価委員会規則(平成十六年東京都規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第七條中「福祉保健局」を「保健医療局」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

(東京都薬物の濫用防止に関する条例施行規則の一部改正)

第九条 東京都薬物の濫用防止に関する条例施行規則(平成十七年東京都規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「福祉保健局」を「保健医療局」に改める。
(保健所使用条例施行規則の一部改正)

第十条 保健所使用条例施行規則(昭和二十一年東京都規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項並びに別表一の一部試験検査料の款免疫学的検査の項及び微生物学的検査の項中「福祉保健局長」を「保健医療局長」に改める。

(東京都立心身障害者口腔保健センター条例施行規則の一部改正)

第十一条 東京都立心身障害者口腔保健センター条例施行規則(昭和五十九年東京都規則第百十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「福祉保健局長」を「保健医療局長」に改める。

別記第二号様式及び第三号様式中「東京都福祉保健局長」を「東京都保健医療局長」に改める。

(東京都リハビリテーション病院条例施行規則の一部改正)

第十二条 東京都リハビリテーション病院条例施行規則(平成二年東京都規則第百号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「福祉保健局長」を「保健医療局長」に改める。

別記第一号様式、第四号様式及び第五号様式中「東京都福祉保健局長」を「東京都保健医療局長」に改める。

附 則

1 この規則は、令和五年七月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五十一号

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則

東京都保健所長委任規則(昭和五十年東京都規則第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号イ中「同条第八項」を「同条第十項」に、「第六項」を「第八項」に、「第七条第一項」を「第四十四条の九第一項」に改め、同号ロ中「第七条第一項」を「第十三条第七項において及び法第四十四条の九第一項」に改め、「及び法第十三条第七項」を削り、同号ハからカまでの規定中「第七条第一項」を「第四十四条の九第一項」に改め、同号ヨ中「第七条第一項」を「第二十三条(法第二十六条において準用する場合を含む。)(において、法第四十四条の九第一項)に、「法第二十三条(法第二十六

条において準用する場合を含む。)(において、法第四十四条の九第一項)を「第四十四条の九第一項」に改め、同号エからケまでの規定中「第七条第一項」を「第二十六条において及び法第四十四条の九第一項」に改め、「及び法第二十六条」を削り、同号ウ及びビ中「第七条第一項」を「第二十六条において及び法第四十四条の九第一項」に改め、「及び法第二十六条」を削り、「協議会」を「感染症診査協議会」に改め、同号ノからヤまでの規定中「第七

条第一項」を「第二十六条において及び法第四十四条の九第一項」に改め、「及び法第二十六条」を削り、同号マ中「第七条第一項」を「第四十四条の九第一項」に改め、同号ケ中「第七条第一項」を「第二十六条において、法第四十四条の九第一項」に、「法第二十六条」を「において」に改め、同号フ及びココ中「第七条第一項」を「第四十四条の三の二第六項において、法第四十四条の九第一項」に、「準用する場合及び」を「及び法第五十条の三第六項において準用する場合並びに」に改め、同号エからヒまでの規定中「第七条第一項」を「第四十四条の九第一項」に改め、同号モ中「協議会」を「感染症診査協議会」に改め、同号中をそらとし、をかられまでをたからなまでとし、同号ル中「第七条第一項」を「第四十四条の九第一項」に改め、同号中をよとし、ぬ

をかとし、りをわとし、ちをぬとし、ぬの次に次のように加える。

る 法第五十条の第三項の規定による検体又は病原体の全部又は一部の受領を 法第五十条の四の規定による届出の受理

第一条第三号中とをりとし、いからへまでをはからちまでとし、同号ン中「第四十四条の七第三項」を「第四十四条の十一第三項」に改め、同号中ンをろとし、同号ス中「第四十四条の七第一項」を「第四十四条の十一第一項」に改め、同号中スをいとし、セの次に次のように加える。

ス 法第四十四条の三の二第三項の規定による検体又は病原体の全部又は一部の受領

ン 法第四十四条の三の三の規定による届出の受理
附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都が設立する地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五十二号

東京都が設立する地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの業務運

営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則の一部を改正する規則

東京都が設立する地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則(平成二十一年東京都規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第十条中「キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書」を「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(平成十六年総務省告示第二百二十一号)第二章第七節に規定する純資産変動計算書、同章第八節に規定するキャッシュ・フロー計算書及び同章第十節に規定する行政コスト計算書」に改める。

第十条の二第一項各号を次のように改める。
一 法人の目的及び業務内容

二 都の政策における法人の位置付け及び役割
三 中期目標の概要

四 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略

五 中期計画及び年度計画の概要

六 適正なサービスを持続的に提供するための源泉

七 業務運営上の課題及びリスクの状況並びに対応策

八 業績の適正な評価に資する情報

九 業務の成果及び当該業務に要した資源

十 予算及び決算の概要

十一 財務諸表の要約

十二 財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の理事長による説明

十三 内部統制の運用状況

十四 法人に関する基礎的な情報

第十条の二第二項を削る。

第十一条の二第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第二号の意見がある場合は、事業報告書(会計に関する部分を除く。)の内容と

法第三十五条第一項に規定する財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び当該事項があるときはその内容

第十一条の二第三項中「前項第四号」を「前項第五号」に改め、同項第一号中「正当な理由による」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都が設立する地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則の規定は、令和五年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務諸表、事業報告書及び会計監査報告について適用し、同日前に終了する事業年度に係る財務諸表、事業報告書及び会計監査

報告については、なお従前の例による。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五十三号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十一年東京都規則第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「四十万八千円」を「四十八万八千円」に改める。

別記第十一号の九様式中「~~児童福祉法の認定を申請する~~」を「~~人工呼吸器等を装着しなくてはならない~~」に改める。

別記第十五号の二の二様式、第十五号の二の四様式、第十六号様式、第十六号の二様式、第二十二号様式、第二十三号の三様式、第二十三号の四様式、第二十九号の五様式及び第二十九号の六様式中「~~教頭及び副教頭~~」を「~~及び教頭~~」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第八条の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の児童福祉法施行細則別記第十一号の九様式、第十五号の二の二様式、第十五号の二の四様式、第十六号様式、第十六号の二様式、第二十二号様式、第二十三号の三様式、第二十三号の四様式、第二十九号の五様式及び第二十九号の六様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五十四号

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を

改正する規則

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「乳児四人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「看護師」の下に「（以下この項において「看護師等」という。）」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五十五号

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準

に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十六年東京都規則第百五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十二項を附則第十四項とし、附則第十一項中「前二項」を「附則第九項から第十一項まで」に、「又は知事」を「知事」に、「者をもって」を「者又は看護師等をもって」に、「並びに知事」を「知事」に、「者の」を「者並びに看護師等の」に改め、同項を附則第十三項とし、附則第十項の次に次の二項を加える。

11 第四条第二号の表備考第一号に定める者については、当分の間、一人に限って、当

該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師又は看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。この場合において、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

12 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

精神障害者社会適応訓練事業の実施に関する規則を廃止する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第五十六号

精神障害者社会適応訓練事業の実施に関する規則を廃止する規則

精神障害者社会適応訓練事業の実施に関する規則(平成十二年東京都規則第二百三十四号)は、廃止する。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第五十七号

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する

条例施行規則の一部を改正する規則

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則

則(平成二十四年東京都規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

7 第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。))をいう。以下同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第四条に次の一項を加える。

7 第五項本文の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第九条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第十四条に次の一項を加える。

4 第二項本文(前項の規定により準用される場合を含む。)の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五十八号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状

等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則（平成十八年東京都規則第二百七十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「第4項入院」、「第3項入院」、「第33条第3項・第4項」を「第33条第2項・第3項」に改める。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五十九号

東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則の一部を改正する規

則

東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則（昭和三十九年東京都規則第九

十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一の部四の款4の項中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 遺伝子検査（核酸多項目同時検出）

- ア 呼吸器疾患起因ウイルス 一件 一万八百円
- イ 胃腸炎起因ウイルス 一件 二万五千七百八十円
- ウ 髄膜炎・脳炎起因ウイルス 一件 三万一千六十円

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都が設立する地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十号

東京都が設立する地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの業務

運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則の一部を改正する規則

東京都が設立する地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則（平成十八年東京都規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十条中「に定める」の下に「行政コスト計算書、純資産変動計算書及び」を加え、「及び行政サービス実施コスト計算書」を削り、「連結損益計算書」の下に「、連結純資産変動計算書」を加え、「、連結剰余金計算書」を削る。

第十条の二第一項各号を次のように改める。

- 一 法人の目的及び業務内容
- 二 都の政策における法人の位置付け及び役割
- 三 中期目標の概要
- 四 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略

五 中期計画及び年度計画の概要

六 適正なサービスを持続的に提供するための源泉

七 業務運営上の課題及びリスクの状況並びに対応策

八 業績の適正な評価に資する情報

九 業務の成果及び当該業務に要した資源

十 予算及び決算の概要

十一 財務諸表の要約

十二 財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の理事長による説明

十三 内部統制の運用状況

十四 法人に関する基礎的な情報

第十条の二第二項を削る。

第十一条の二第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第二号の意見がある場合は、事業報告書（会計に関する部分を除く。）の内容及本法第三十五条第一項に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び当該事項があるときはその内容第十一條の二第三項中「前項第四号」を「前項第五号」に改め、同項第一号中「正当な理由による」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都が設立する地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則の規定は、令和五年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務諸表、事業報告書及び会計監査報告について適用し、同日前に終了する事業年度に係る財務諸表、事業報告書及び会計監査報告については、なお従前の例による。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

